

第6－6表 植栽で用いる郷土種の例

植栽は、以下の表を参考にして、低湿地・砂地・浅土地・岩石地といった立地に応じて適切な植物種の組合せを検討することが望ましい（註3）。

| 区分 | | | 草木・樹木名 |
|-------|----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中高木 | 常緑 | 針葉樹 | アカマツ、クロマツ、モミ、カヤ、イヌガヤ、スギ 等 |
| | 落葉 | 広葉樹 | タブノキ、ヤブツバキ、シロダモ 等 |
| 低木 | 常緑 | 広葉樹 | ケヤキ、シデ類（イヌシデ・アカシデ）、カエデ類（イタヤカエデ・イロハモミジ・ハウチワカエデ）、サクラ類（ヤマザクラ・カスミザクラ）、クリ、コナラ、エノキ、オニグルミ、ハンノキ、シロヤナギ 等 |
| | 落葉 | 広葉樹 | マサキ、ヒサカキ、アオキ、オオバイボタ、イヌツゲ、ヤブコウジ 等 |
| 草木・下草 | — | — | ウメモドキ、ガマズミ、ナツハゼ、ヤマツツジ、コマユミ、ズミ 等 |
| 草木・下草 | | | ヒメヤプラン、オオバジャノヒゲ、ジャノヒゲ、コハマギク、ハマギク、ハマニンニク、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ヨシ、シオクグ、ススキ、チガヤ、ツクシハギ 等 |

註3 暖地系植物の常緑広葉樹は、向陽の南・東向き斜面や上層が常緑針葉樹や落葉広葉樹でゆるやかに覆われた環境が適している。

ii 工作物**<1>工作物全般**

工作物の新設等は、第6－7表で各保護地区の取扱い基準を定める。工作物の設置は位置、形態、意匠と観賞の場からの見え方について検討をおこない、景観に配慮されたものに限り認める。景観配慮の方法は、第6－9表「工作物における景観配慮の例」のほか、景観計画やまちづくりルール、ガイドライン等が策定されている地域では、それらも参照すること。また、太陽光発電施設については<2>で取扱いを示している。

第6－7表 工作物の現状変更取扱い基準

| 保護地区 | 取扱い基準 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別 | 新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策上必要なもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、その位置が当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なもののみ認める。 |
| 第1種 | 新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策や生活・生業上必要なもの、公園など公益に資するもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なものは認める。 |
| 第2種 | 第一種特定工作物、墓園やスポーツ施設を除く第二種特定工作物（註4）及び風力発電施設の新設は原則認めない。太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が50m ² 以上のものは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。それ以外のものについては景観に与える影響を考慮して慎重に判断する。 |
| 第3種 | 景観に大きく影響を与えるものは認めない。また、太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が50m ² 以上のものは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。 |
| 海面 | 養殖棚等の生業に係る施設の新設・改修等及び人命・船舶の航行安全を確保するための必要最小限の工作物以外は原則認めない。 |

註4:第一・二種特定工作物とは、都市計画法第4条第11項及び都市計画法施行令第1条に掲げるものを指す。